

# 山手一番街 空テナント (仮称) フィーカ 運 営 規 則

## 第1条 総 則

この規則は、山手一番街空テナント (仮称) フィーカ (以下フィーカという) の適正な運用・管理について定める。

## 第2条 目 的

この規則は、フィーカが地域住民に有益に、便利に使用されることを目的とする。

第3条 運営前条の目的を達成するため、山手一番街空テナント (仮称) フィーカ (以下フィーカという) に運営を事業として設ける。当該事業担当役員 (以下担当役員という) は、会館の日常運営に関与し、書記をして運用・管理せしめ、運営について規約上または規約外の事項に疑義が生じた場合は、その都度協議・決定し、関係者に指示する。

## 第4条 使用の範囲

フィーカは、公共的な集会、または地域住民が参加し、フィーカを利用して行うにふさわしい目的をもった会合、および地域住民が親睦を深め、娯楽をともにし、或は地域住民のための教育・教養・福利厚生に寄与することを目的として会合・行事・催事・商行為等に使用できる。

## 第5条 使用の区分

フィーカの使用は、限定使用、連続使用、年間予約使用に分けて取り扱う。限定使用とは、特定の日、一定期間についてのみ使用する場合をいい、連続使用とは、特定期間、一定期間について、毎日連続して使用する場合をいい、年間予約使用とは、特定曜日の一定時間について予約して年間使用する場合をいう。

## 第6条 使用の手続き

フィーカを使用する場合は、使用申込書に必要事項を記入し、担当役員に申し込み、書記から使用許可書の交付を受けなければならない。年間予約使用以外は3ヶ月前から申し込みを受け付ける。

## 第7条 申し込みの期限

フィーカ使用の申し込み期限は、緊急使用を除き、原則として、限定使用は当該使用日の1週間前まで、連続使用は最初の使用日の1週間前まで、年間予約使用の申し込み期間は、前年度2月1日から2月15日とする。年間予約使用の申し込みの際には会員名簿を提出しなければならない。

## 第8条 使用の許可と取消

フィーカの使用許可は、申し込み期限経過後、書記がこの規則の諸条項を照合して決定する。

2. 使用の日時を同じくし、同時に申し込まれた同順位の使用については、当該申し込み責任者立会いによる抽選結果に従って決定する。正当なる事由なく立会いに応じない場合は、当該申し込み責任者に係る使用申し込みを失格とする。

3. 一旦許可した後といえども、優先順位により緊急使用目的が生じた場合は、書記が担当役員の指示を得て、申し込み責任者または使用責任者に通知することにより、取消または変更することができる。

4. 一旦許可した後といえども、申し込み責任者または使用者或は使用目的、使用内容等に使用にふさわしくない事実が見出された場合は、担当役員の指示を得て、書記は、申し込み責任者または使用責任者に通知することにより、当該許可を取消することができる。

## 第9条 使用期限

1. 使用期限限定使用の使用期限は1日以内、連続使用の使用期限は1週間以内、年間予約用の使用期限は、4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、再使用申し込み手続きをふみ、許可を得て使用期限を延長することができる。

2. 使用の区分を問わず、優先順位高位者からの申し入れに従い、使用の中止、使用日時の変更等に応じた場合は、再使用申し込みの手続きを省略して、当該使用不能になった回数分に限り、書記の調整を得て、適宜に期限を自動延長することができる。

## 第8条 許可基準

フィーカの使用許可基準は、次の通りとする。

- (1) 使用目的が宗教団体の教宣活動でないこと
- (2) 使用目的が公序良俗に反し、または不健全なものでないこと
- (3) 申し込み責任者が地域住民であること
- (4) 使用者がこの規約諸条項に違反するおそれがないこと
- (5) 使用者が暴力団または威力団体とみられるものでないこと
- (6) 使用者が不良業者でないこと
- (7) 使用者が既使用者で、過去の使用状況が悪く、改善の意志がないなど、使用許可を与えるに不相当と認められるものでないこと

## 第11条 使用優先順位

フィーカの利用者は、フィーカの利用に際し、この規則の他の条項に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。万一違反または不履行の事実があった場合は、直ちに使用を中止させるとともに、実損害が生じた場合は、直ちに弁償させるものとする。

- (1) 許可された使用日、使用時間以外は使用しないこと
- (2) 許可された使用人数、使用目的など、申し込み内容と実使用内容が著しく相違しないこと
- (3) 暴力行為、風紀上好ましくない言動などをつつしみ、騒音・騒声を発するなど喧騒にわたらないこと
- (4) 所定の場所以外には、みだりに出入りしないこと

- (5) 建物内外を汚損しないこと
- (6) 建物壁面等に許可なく釘打ち、貼紙・落書きをしないこと
- (7) 許可を得た以外の私物を館内に常置しないこと
- (8) フィーカ備品を許可なくフィーカ外に持ち出さないこと
- (9) 電気・その他火気の使用については、安全に充分注意すること。また、光熱・水道器具の使用後は、完全消火、閉栓を確認すること ※ガスは使用禁止
- (10) フィーカおよびフィーカ備品を使用後は、すべて現上に復し、清掃すること
- (11) フィーカ使用後は、施錠を完全を実施し、その鍵をキーボックスに返却すること
- (12) 車輛によりフィーカを使用するものは、車輛を所定の駐車場に駐車すること。みだりに路上に駐車しないこと
- (13) その他、他人の迷惑になるような状態で使用しないこと

## 第12条 使用料金と納付

1. フィーカの使用料金は、付表「フィーカ使用料金表」の通りとし、原則として申し込み時に前納しなければならない。なお、使用日の3日前までに納付のない場合は、使用を取り消すものとする。年間予約使用の場合は、前月末までに前納しなければならない。
2. フィーカ使用料は、前納された後、担当役員または書記が、その使用を取り消す場合、および使用日の3日前までに使用取り消しの申出のある場合を除き、一切払い戻しをしないものとする。
3. 高槻市民間社会福祉施設連絡会、高槻事業所連絡会、たかつき・しまもと障がい者就労支援ネットワークなどの専ら第1種及び第2種社会福祉事業を実施している団体に対しては役員会にて審議を行い適切であると判断した場合は使用料金を免除する。

第13条 会計および会計監査会館運営の会計は、一般会計と別途に収支を計算し、特別会計をもって会計が処理する。会館運営に関する特別会計の監査は、フィーカの監査役が行う。

第14条 規則の改廃この規則の改廃は、フィーカ役員会にて審議して行う。

付 則この規則は、令和1年10月1日より実施する。

フィーカ使用料金表 会場費は1時間あたり、500円とする。